

騒音・振動規制法施行令 別表第1

騒音規制法の特設施設一覧表（騒音規制法施行令別表第1）
1 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（同上） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳型造形機（ジョルト式のものに限る。）